

議案第11号

つくば市斎場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市斎場条例の一部を改正する条例

つくば市斎場条例（平成14年つくば市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「休館日」を「休場日」に改める。

第12条の見出し中「退館」を「退場」に改め、同条中「入館者」を「入場者」に、「退館」を「退場」に改める。

第14条を第17条とし、第13条の次に次の3条を加える。

（損害賠償の義務）

第14条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、斎場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 斎場の維持管理に関すること。
- (3) 第3条第1項及び第2項の許可並びに第4条に規定する不許可に関すること。
- (4) 利用料金（斎場の使用に係る料金をいう。）の徴収、免除及び還付に関すること。
- (5) 第11条の規定による許可の取消し、使用の制限若しくは使用の停止又は第12条の規定による退場の命令に関すること。
- (6) 斎場の運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

3 指定管理者が行う管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理を行うこと。
- (2) 使用者及び入場者に対して適切かつ平等なサービスの提供を行うこと。
- (3) 斎場の維持管理及び運営を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこと。

4 第1項の規定により斎場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第3条第1項	市長	指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。同条を除き、以

		下同じ。)
第3条第2項及び第3項並びに第4条	市長	指定管理者
第6条の見出し	使用料	利用料金
第6条	別表に	別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて、指定管理者が
	使用料を	利用料金（第15条第2項第4号に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。）を指定管理者に
第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第11条及び第12条	市長	指定管理者

5 前項の規定により読み替えて適用する第6条の規定に基づき納付される利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、斎場の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- (1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又

は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合における第6条の規定の適用については、同条中「別表に定める使用料」とあるのは、「別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料」とする。

別表備考中「喪主」を「使用者」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第5条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）の改正規定、第14条を第17条とする改正規定、第13条の次に3条を加える改正規定（第14条に係る部分に限る。）並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

施設管理等を指定管理者に行わせることができるよう、この条例案を提出するものである。

つくば市斎場条例（平成14年つくば市条例第51号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） <u>（休場日及び使用時間）</u></p> <p>第5条 斎場の<u>休場日</u>及びその施設の使用時間は、規則で定める。</p> <p>第6条—第11条（略） <u>（退場の措置）</u></p> <p>第12条 市長は、<u>入場者</u>が前条第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、斎場からの<u>退場</u>を命じることができる。</p> <p>第13条（略） <u>（損害賠償の義務）</u></p> <p><u>第14条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第15条 市長は、斎場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）火葬に関すること。</u></p> <p><u>（2）斎場の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>（3）第3条第1項及び第2項の許可並びに第4条に規定する不許可に関すること。</u></p>	<p>第1条—第4条（略） <u>（休館日及び使用時間）</u></p> <p>第5条 斎場の<u>休館日</u>及びその施設の使用時間は、規則で定める。</p> <p>第6条—第11条（略） <u>（退館の措置）</u></p> <p>第12条 市長は、<u>入館者</u>が前条第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、斎場からの<u>退館</u>を命じることができる。</p> <p>第13条（略）</p>

(4) 利用料金（斎場の使用に係る料金をいう。）の徴収、免除及び還付に関するこ
と。

(5) 第11条の規定による許可の取消し、使用の制限若しくは使用の停止又は第12
条の規定による退場の命令に関すること。

(6) 斎場の運営に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

3 指定管理者が行う管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理を行うこと。

(2) 使用者及び入場者に対して適切かつ平等なサービスの提供を行うこと。

(3) 斎場の維持管理及び運営を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこ
と。

4 第1項の規定により斎場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例
の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

<u>第1欄</u>	<u>第2欄</u>	<u>第3欄</u>
<u>第3条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者（第15条第1 項に規定する指定管理者 をいう。同条を除き、以 下同じ。）</u>
<u>第3条第2項及び第3項 並びに第4条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第6条の見出し</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第6条</u>	<u>別表に</u>	<u>別表に定める額の範囲内</u>

		<u>において、市長の承認を受けて、指定管理者が</u>
	<u>使用料を</u>	<u>利用料金（第15条第2項第4号に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。）を指定管理者に</u>
<u>第7条（見出しを含む。）</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>及び第8条（見出しを含む。）</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第11条及び第12条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>

5 前項の規定により読み替えて適用する第6条の規定に基づき納付される利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、斎場の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- (1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (4) 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合における第6条の規定の適用については、同条中「別表に定める使用料」とあるのは、「別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料」と

する。

第17条 (略)

附則 (略)

別表 (第6条関係)

(略)

備考 「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所（住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）又はその使用者の住所、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所、身体の一部にあつてはその者の住所がつくば市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

第14条 (略)

附則 (略)

別表 (第6条関係)

(略)

備考 「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所（住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）又はその喪主の住所、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所、身体の一部にあつてはその者の住所がつくば市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

議案第 11 号

つくば市斎場条例の一部を改正する条例についての 説明資料

つくば市生活環境部つくばメモリアルホール

○ 制定・改廃の経緯及び内容

県内でも半数近くの火葬場が指定管理に移行しているため、つくば市でも指定管理者につくばメモリアルホールの施設管理を行わせることができるよう条例の改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

県内指定管理導入市町村

日立市、土浦市、神栖市、稲敷市、筑西市、桜川市、結城市、那珂市、古河市、常陸大宮市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町、茨城町、東海村、美浦村

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

民間事業者の創意工夫による窓口サービスの向上や柔軟な運営体制の構築により、施設利用者の満足度向上及び管理運営コストの削減が見込まれる。